

令和3年12月2日
千葉県信用保証協会

**新型コロナウイルス感染症に関する
「経営安定関連保証（SN4号）」の指定期間の延長について**

新型コロナウイルス感染症で罹患された皆さま、および関係の皆さま、影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

このたび、新型コロナウイルス感染症に関する経営安定関連保証（SN4号）の指定期間の延長が告示されましたので、お知らせいたします。

変更後の「経営安定関連保証（SN4号）」制度概要につきましては、下記のとおりとなります。

記

制度名	経営安定関連保証（SN4号）（新型コロナウイルス感染症）
対象者	市区町村長から「特定中小企業者」の認定を受けた方
資金使途	運転資金および設備資金
必要書類	市区町村長（※1）の認定書 ※2
保証限度額	2億8,000万円以内（組合4億8,000万円以内）※3
保証期間	運転資金10年以内（据置1年含む）、設備資金15年以内（据置1年含む）
返済方法	原則として、分割返済
融資利率	金融機関所定利率
保証料率	年0.80% ※会計参与設置会社の場合は0.1%の割引があります。
責任共有	責任共有対象外
担保	必要に応じ
保証人	原則、法人代表者のみ
指定期間	令和2年2月18日（火）～ <u>令和4年3月1日（火）</u> ※4
申込先	最寄りの取扱金融機関

※1 告示にて指定された市区町村長
全ての都道府県が指定されています。

※2 認定基準

①指定地域で1年以上継続し事業を行っている

②新型コロナウイルス感染症に影響を受け、最近1ヵ月の売上が前年同月比で20%以上減少し、かつ、その後、2ヵ月を含む3ヵ月間の売上が前年同月比で20%以上減少することが見込まれること

※3 保証限度額は他の経営安定関連保証（SN1～8号）との合算になります。

※4 指定期間内に市区町村へ申請を行い、発行された認定書の有効期間内に金融機関または保証協会へ申込みを行うことが必要です。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響による資金繰りや経営に関するご相談も承りますので、下記のご相談窓口までお問合せください。

【ご相談窓口（経営相談窓口）】

本店 TEL 043-221-8111

松戸支店 TEL 047-365-6010

<お問い合わせ>
千葉県信用保証協会
経営企画課 山本・内山
TEL 043-221-8185